


所管部課	社会教育部 中央公民館	部長	小俣 学			
件名	東大和市立公民館保育室運営要綱の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>公民館保育室に入室可能年齢を満1歳から0歳児（生後9月を経過している）へ引き下げるため、東大和市立公民館保育室運営要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1条中「幼児」の次に「(生後9月を経過した乳児を含む。以下同じ。)」を加える。</li> <li>・第2条中「一に」を「いずれかに」に、「満1歳」を「生後9月を経過した日」に、「までの者」を「日の前日までの間にあるもの」に改める。</li> <li>・第8条第2項を次のように改める。 「2 保育者の人数は、次の各号に掲げる幼児の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 1歳未満の幼児 おおむね幼児3名に対し保育者1名 (2) 1歳以上の幼児 おおむね幼児4名に対し保育者1名」</li> <li>・第9条第3項中「公民館使用申込み」を「公民館使用申請」に改める。</li> </ul> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 育休取得者も含めた多くの利用者が公民館における講座や地域活動に参加できるようになり、子育て世代の利用者への支援へ繋がる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 文書課において審査済み。</p> <p>(2) 平成28年3月25日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに事務手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。